

議案第二百一号

福島県農業・農村振興条例の一部を改正する条例

福島県農業・農村振興条例（平成十三年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

前文中「大切である。」の次に次のように加える。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを乗り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

第二条に次の一項を加える。

4 東日本大震災により甚大な被害を受けた農業及び農村は、農産物の信頼回復及び活力ある農村復活のため、復興再生が図られなければならない。

第八条中「図るため、」の下に「放射線への対応を含めた」を加え、同条に次の一項を加える。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、営農再開への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第十一条の見出し中「向上」を「向上等」に改め、同条中「県は、」の下に「放射線への対応を含めた」を加え、同条に次の一項を加える。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、農業及び農村振興のため、農地の除染の着実な推進その他必要な措置を講ずるものとする。

第十三条中「図るため」の下に「、県産農産物の安全性の確保」を加え、同条に次の一項を加える。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。